

一般貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和7年10月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
1 20251001	株式会社三統運輸（法人番号 5180001097352）代表者山原敏郎	愛知県海部郡飛鳥村大字梅之郷字中梅38	本社営業所	愛知県海部郡飛鳥村大字梅之郷字中梅38-1	輸送施設の使用停止（20日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3	令和7年3月3日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)定期点検整備等の未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(2)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)運転者に対する指導監督記録記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	2	2
2 20251015	株式会社三重システム輸送（法人番号 4190001003822）代表者谷政宗	三重県亀山市白木町3382番地1	本社営業所	三重県亀山市白木町字東大谷3382番地2	輸送施設の使用停止（150日車）、文書警告及び輸送の安全確保命令	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号	令和6年11月8日、監査方針に基づいて、監査を実施。15件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)事業計画に定めるところに従う義務違反(貨物自動車運送事業法第8条第1項)、(3)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(4)一の運行の勤務時間遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(5)運転者の1箇月の拘束時間及び休日労働の限度違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(6)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(7)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(8)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(9)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(10)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(11)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(12)運転者に対する指導監督記録記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(13)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(14)自動車事故報告書未届出(貨物自動車運送事業法第23条)、(15)事業報告書及び事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	15	15

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和7年10月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
3 20251017	北陸トラック運送株式会社（法人番号1210001003525）代表者水島正芳	福井県福井市上細江町20字1番地	本社営業所	福井県福井市上細江町20字1-1	輸送施設の使用停止（56日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和6年12月2日及び令和6年12月26日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(3)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(6)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	6	6
4 20251017	株式会社マツイプラント（法人番号2080401017518）代表者松井弘之	静岡県袋井市徳光235番地	本社営業所	静岡県袋井市徳光字天神木235-1、236-1	輸送施設の使用停止（62日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号	令和7年4月8日、監査方針に基づいて、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	7	7

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和7年10月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
5	20251017	株式会社始鋼業(法人番号6180301031209) 代表者平山直希	愛知県西尾市寄住町上田27番地3	本社営業所	愛知県西尾市寄住町上田27番地3	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和6年10月18日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	1	1

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和7年10月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
6 20251023	株式会社ティーアールエムロジ(法人番号3200001039634) 代表者小竹徳人	岐阜県美濃市松森1177番地	本社営業所	愛知県弥富市東末広九丁目31番地1 2階【監査後移転】	事業停止(30日間)及び輸送施設の使用停止(200日車)並びに文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号	令和6年3月13日及び令和6年4月19日、関係機関からの情報を端緒として、監査を実施。15件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)事業計画に定めるところに従う義務違反(貨物自動車運送事業法第8条第1項)、(3)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(4)定期点検整備等の未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(5)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(6)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(7)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(8)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(9)業務の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(10)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(11)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(12)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(13)運行管理者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(14)名義貸し(貨物自動車運送事業法第28条第1項)、(15)自動車に関する表示義務違反(道路運送法施行規則第65条)	50	50

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和7年10月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
7	20251023	株式会社JAPANTRANSPORTER。(法人番号6190001020155) 代表者イビノソフランチスフェリックス	三重県志摩市阿児町神明1887番地2	本社営業所	三重県志摩市阿児町神明1887番地2	許可の取消し	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第2号	令和7年5月14日及び令和7年9月9日、監査方針に基づいて、監査を実施。13件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第2号)、(2)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(3)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第6号)、(4)配置車両数違反(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)、(5)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(6)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(7)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(8)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(9)事故の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2)、(10)運転者等台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(11)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(12)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(13)自動車に関する表示義務違反(道路運送法施行規則第65条)	108	53
8	20251029	有限会社海南運送(法人番号3200002014594) 代表者伊藤義光	岐阜県海津市海津町沼新田字横手580-1	本社営業所	岐阜県海津市海津町沼新田字横手580-1	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第15条第3項	令和6年8月20日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)過積載運行禁止違反(貨物自動車運送事業法第15条第3項)、(2)過積載運送防止の指導及び監督の怠慢(貨物自動車運送事業輸送安全規則第4条)、(3)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(6)運転者等台帳の保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第2項)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	2	2

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和7年10月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
9 20251001	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社（法人番号1010001112577）代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	東栄郵便局	愛知県北設楽郡東栄町本郷西万場50-5	輸送施設の使用停止（139日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年7月7日、監査方針に基づいて、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
10 20251001	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社（法人番号1010001112577）代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	豊根郵便局	愛知県北設楽郡豊根村下黒川上ノ平39	輸送施設の使用停止（105日車）	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年7月11日、監査方針に基づいて、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)(2)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
11 20251001	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社（法人番号1010001112577）代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	小坂郵便局	岐阜県下呂市小坂町大島1763-15	輸送施設の使用停止（119日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年6月24日、監査方針に基づいて、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
12 20251001	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社（法人番号1010001112577）代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	春日郵便局	岐阜県揖斐郡揖斐川町春日六合790-6	輸送施設の使用停止（133日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年8月12日、監査方針に基づいて、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和7年10月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数	
13	20251001	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577)代表 者小池信也	東京都千代田区大手町2 -3-1	上宝郵便局	岐阜県高山市上宝町在家 1591番地	輸送施設の使用停止 (141日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条第 1項及び第2項	令和7年8月14日、監査方針に基づいて、監査 を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の 実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全 規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不 適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7 条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録不実記載 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5 項)		
14	20251001	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577)代表 者小池信也	東京都千代田区大手町2 -3-1	谷汲郵便局	岐阜県揖斐郡揖斐川町谷 汲徳積2015番地の1	輸送施設の使用停止 (128日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条第 1項及び第2項	令和7年8月14日、監査方針に基づいて、監査 を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の 実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全 規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不 適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7 条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録不実記載 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5 項)		
15	20251001	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577)代表 者小池信也	東京都千代田区大手町2 -3-1	鳩谷郵便局	岐阜県大野郡白川村鳩谷 中長322	輸送施設の使用停止 (122日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条第 1項及び第2項	令和7年8月19日、監査方針に基づいて、監査 を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の 実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全 規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不 適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7 条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録不実記載 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5 項)		
16	20251001	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577)代表 者小池信也	東京都千代田区大手町2 -3-1	紀勢郵便局	三重県度会郡大紀町崎2 150番地5	輸送施設の使用停止 (155日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条第 1項及び第2項	令和7年7月25日、監査方針に基づいて、監査 を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の 実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全 規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録不 実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7条第5項)		
17	20251001	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577)代表 者小池信也	東京都千代田区大手町2 -3-1	北山郵便局	静岡県富士宮市北山499 4-1	輸送施設の使用停止 (119日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条第 1項及び第2項	令和7年7月11日、監査方針に基づいて、監査 を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の 実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全 規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不 適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7 条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録不実記載 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5 項)		

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和7年10月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
18 20251001	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577)代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	湯ヶ島郵便局	静岡県伊豆市湯ヶ島176-43	輸送施設の使用停止(160日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年8月21日、監査方針に基づいて、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
19 20251001	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577)代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	四箇浦郵便局	福井県丹生郡越前町梅浦56-22-1	輸送施設の使用停止(155日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年6月11日、監査方針に基づいて、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20 20251001	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577)代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	河和田郵便局	福井県鯖江市河和田町20-4-1	輸送施設の使用停止(138日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年6月11日、監査方針に基づいて、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
21 20251001	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577)代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	北中山郵便局	福井県鯖江市落井町39-21-1	輸送施設の使用停止(126日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年6月12日、監査方針に基づいて、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
22 20251001	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577)代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	坪江郵便局	福井県あわら市中川16-3	輸送施設の使用停止(151日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年6月23日、監査方針に基づいて、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和7年10月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数	
23	20251001	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者 小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	北潟郵便局	福井県あわら市北潟41-2	輸送施設の使用停止 (152日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年6月23日、監査方針に基づいて、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
24	20251001	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者 小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	細呂木郵便局	福井県あわら市滝6字20-1	輸送施設の使用停止 (149日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年6月23日、監査方針に基づいて、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
25	20251008	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者 小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	一色郵便局	愛知県西尾市一色町前野新田69-1	輸送施設の使用停止 (92日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年6月13日、監査方針に基づいて、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
26	20251008	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者 小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	阿摺郵便局	愛知県豊田市大蔵町本城3-1	輸送施設の使用停止 (133日車) 及び文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年7月4日、監査方針に基づいて、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
27	20251008	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者 小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	大野郵便局	岐阜県揖斐郡大野町黒野401-2	輸送施設の使用停止 (113日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年6月12日、監査方針に基づいて、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和7年10月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数	
28	20251008	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	板取郵便局	岐阜県関市板取6514番地1	輸送施設の使用停止(110日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年7月15日、監査方針に基づいて、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)		
29	20251008	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	東白川郵便局	岐阜県加茂郡東白川村神土582-15	輸送施設の使用停止(114日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年7月22日、監査方針に基づいて、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
30	20251008	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	根尾郵便局	岐阜県本巣市根尾樽見27-2	輸送施設の使用停止(120日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年7月31日、監査方針に基づいて、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
31	20251008	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	大宮郵便局	三重県度会郡大紀町滝原1373番地4	輸送施設の使用停止(116日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年7月25日、監査方針に基づいて、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
32	20251008	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	豊岡郵便局	静岡県磐田市上神増517-1	輸送施設の使用停止(109日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年7月17日、監査方針に基づいて、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和7年10月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数	
33	20251008	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社（法人番号1010001112577）代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	佐久間郵便局	静岡県浜松市天竜区佐久間町中部18-10	輸送施設の使用停止（101日車）	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年7月25日、監査方針に基づいて、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
34	20251008	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社（法人番号1010001112577）代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	鷹巣郵便局	福井県福井市浜住町2-85	輸送施設の使用停止（113日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年6月12日、監査方針に基づいて、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
35	20251008	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社（法人番号1010001112577）代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	国見郵便局	福井県福井市鮎川町94-10-1	輸送施設の使用停止（117日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年6月12日、監査方針に基づいて、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
36	20251008	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社（法人番号1010001112577）代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	河野郵便局	福井県南条郡南越前町今泉第18号31	輸送施設の使用停止（119日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年6月17日、監査方針に基づいて、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
37	20251008	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社（法人番号1010001112577）代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	芦原郵便局	福井県あわら市二面4-502	輸送施設の使用停止（81日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年6月19日、監査方針に基づいて、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和7年10月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数	
38	20251008	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577)代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	上中郵便局	福井県三方上中郡若狭町市場19-1-1	輸送施設の使用停止(89日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年6月26日、監査方針に基づいて、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
39	20251008	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577)代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	山王郵便局	福井県吉田郡永平寺町山王23-3	輸送施設の使用停止(116日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年7月1日、監査方針に基づいて、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
40	20251008	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577)代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	志比郵便局	福井県吉田郡永平寺町谷口10丁目地藏丸34-3	輸送施設の使用停止(89日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年7月2日、監査方針に基づいて、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
41	20251015	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577)代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	幡豆郵便局	愛知県西尾市西幡豆町京田1-4	輸送施設の使用停止(121日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年6月13日、監査方針に基づいて、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
42	20251015	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577)代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	祖父江郵便局	愛知県稲沢市祖父江町祖父江南川原18-4	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年6月17日、監査方針に基づいて、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和7年10月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数	
43	20251015	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	御油郵便局	愛知県豊川市御油町美世賜185-3	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年6月23日、監査方針に基づいて、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
44	20251015	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	三河一宮郵便局	愛知県豊川市一宮町社53	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年6月23日、監査方針に基づいて、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
45	20251015	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	松平郵便局	愛知県豊田市九久平町寺前16	輸送施設の使用停止(126日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年7月14日、監査方針に基づいて、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
46	20251015	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	洞戸郵便局	岐阜県関市洞戸通元寺155-1	輸送施設の使用停止(97日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年7月15日、監査方針に基づいて、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)運転者等台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)		
47	20251015	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	明宝郵便局	岐阜県郡上市明宝畑佐298	輸送施設の使用停止(93日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年7月22日、監査方針に基づいて、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和7年10月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数	
48	20251015	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577)代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	高根郵便局	岐阜県高山市高根町上ヶ洞377番地	輸送施設の使用停止(94日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年8月14日、監査方針に基づいて、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
49	20251015	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577)代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	蛭川郵便局	岐阜県中津川市蛭川2327番地の3	輸送施設の使用停止(96日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年8月19日、監査方針に基づいて、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
50	20251015	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577)代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	井川郵便局	静岡県静岡市葵区井川718-9	輸送施設の使用停止(98日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年7月9日、監査方針に基づいて、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
51	20251015	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577)代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	土肥郵便局	静岡県伊豆市土肥467	輸送施設の使用停止(84日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年7月11日、監査方針に基づいて、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
52	20251015	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577)代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	福田郵便局	静岡県磐田市福田中島字北221	輸送施設の使用停止(91日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年7月17日、監査方針に基づいて、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和7年10月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数	
53	20251015	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577)代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	織田郵便局	福井県丹生郡越前町織田98号3番地1	輸送施設の使用停止(142日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年6月11日、監査方針に基づいて、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
54	20251015	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577)代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	勝山郵便局	福井県勝山市本町2丁目10-20	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年6月17日、監査方針に基づいて、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
55	20251015	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577)代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	大野郵便局	福井県大野市陽明町2-210	輸送施設の使用停止(116日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年6月17日、監査方針に基づいて、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
56	20251015	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577)代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	池田郵便局	福井県今立郡池田町稲荷28-7	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年6月19日、監査方針に基づいて、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
57	20251022	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577)代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	小坂井郵便局	愛知県豊川市小坂井町門並40-2	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年6月23日、監査方針に基づいて、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和7年10月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数	
58	20251022	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577)代表 者小池信也	東京都千代田区大手町2 -3-1	渥美郵便局	愛知県田原市古田町宮ノ 前19-1	輸送施設の使用停止 (60日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条第 1項及び第2項	令和7年6月25日、監査方針に基づいて、監査 を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の 実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全 規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不 適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7 条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録記載事項 等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7条第5項)、(4)点呼の記録不実記載(貨物自動 車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
59	20251022	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577)代表 者小池信也	東京都千代田区大手町2 -3-1	石巻郵便局	愛知県豊橋市石巻本町北 市場45-4	輸送施設の使用停止 (60日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条第 1項及び第2項	令和7年6月25日、監査方針に基づいて、監査 を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の 実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全 規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不 適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7 条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録記載事項 等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7条第5項)、(4)点呼の記録不実記載(貨物自動 車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
60	20251022	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577)代表 者小池信也	東京都千代田区大手町2 -3-1	豊明郵便局	愛知県豊明市阿野町滑1 -8	輸送施設の使用停止 (60日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条第 1項及び第2項	令和7年7月4日、監査方針に基づいて、監査 を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の 実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規 則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録不 実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7条第5項)		
61	20251022	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577)代表 者小池信也	東京都千代田区大手町2 -3-1	長篠郵便局	愛知県新城市長篠字下り 箴19-5	輸送施設の使用停止 (60日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条第 1項及び第2項	令和7年7月7日、監査方針に基づいて、監査 を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の 実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全 規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不 適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7 条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録記載事項 等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7条第5項)、(4)点呼の記録不実記載(貨物自動 車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和7年10月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
62	20251022	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社（法人番号1010001112577）代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	海津郵便局	岐阜県海津市海津町高須字前並558番地の4	輸送施設の使用停止（80日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年6月19日、監査方針に基づいて、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
63	20251022	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社（法人番号1010001112577）代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	宮村郵便局	岐阜県高山市一之宮町463番地1	輸送施設の使用停止（92日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年7月8日、監査方針に基づいて、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
64	20251022	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社（法人番号1010001112577）代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	山岡郵便局	岐阜県恵那市山岡町上手向85番地の1	輸送施設の使用停止（90日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年8月19日、監査方針に基づいて、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
65	20251022	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社（法人番号1010001112577）代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	上矢作郵便局	岐阜県恵那市上矢作町1835番地の5	輸送施設の使用停止（84日車）	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年8月19日、監査方針に基づいて、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
66	20251022	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社（法人番号1010001112577）代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	川俣郵便局	三重県松阪市飯高町七日市632番地の1	輸送施設の使用停止（89日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年7月4日、監査方針に基づいて、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和7年10月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数	
67	20251022	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	美里郵便局	三重県津市美里町北長野1535	輸送施設の使用停止(98日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年7月8日、監査方針に基づいて、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
68	20251022	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	粥見郵便局	三重県松阪市飯南町粥見3819番地	輸送施設の使用停止(82日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年7月15日、監査方針に基づいて、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
69	20251022	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	引佐郵便局	静岡県浜松市浜名区引佐町金指1554-11	輸送施設の使用停止(137日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年7月17日、監査方針に基づいて、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
70	20251022	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	竜山郵便局	静岡県浜松市天竜区龍山町大嶺582-1	輸送施設の使用停止(80日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年7月25日、監査方針に基づいて、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
71	20251022	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	清沢郵便局	静岡県静岡市葵区屋居渡63-3	輸送施設の使用停止(81日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年8月7日、監査方針に基づいて、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和7年10月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
72	20251022	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577)代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	今庄郵便局	福井県南条郡南越前町今庄74-7-1	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年6月17日、監査方針に基づいて、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
73	20251029	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577)代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	作手郵便局	愛知県新城市作手高里字郷ノ根23-3	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年7月7日、監査方針に基づいて、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
74	20251029	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577)代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	津具郵便局	愛知県北設楽郡設楽町津具字町尻2-10	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年7月11日、監査方針に基づいて、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
75	20251029	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577)代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	萩原郵便局	岐阜県下呂市萩原町萩原1296-8	輸送施設の使用停止(140日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年6月24日、監査方針に基づいて、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
76	20251029	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577)代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	高山郵便局	岐阜県高山市名田町5丁目95-1	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年7月8日、監査方針に基づいて、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)業務の記録記載事項等不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)		

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和7年10月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数	
77	20251029	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577)代表 者小池信也	東京都千代田区大手町2 -3-1	郡上八幡郵便 局	岐阜県郡上市八幡町島谷 776-1	輸送施設の使用停止 (60日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条第 1項及び第2項	令和7年7月17日、監査方針に基づいて、監査 を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の 実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全 規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不 適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7 条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録不実記載 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5 項)		
78	20251029	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577)代表 者小池信也	東京都千代田区大手町2 -3-1	岩村郵便局	岐阜県恵那市岩村町321 番地の2	輸送施設の使用停止 (127日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条第 1項及び第2項	令和7年8月28日、監査方針に基づいて、監査 を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の 実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全 規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不 適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7 条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録記載事項 等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7条第5項)、(4)点呼の記録不実記載(貨物自動 車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
79	20251029	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577)代表 者小池信也	東京都千代田区大手町2 -3-1	紀伊長島郵便 局	三重県北牟婁郡紀北町長 島899-1	輸送施設の使用停止 (135日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条第 1項及び第2項	令和7年6月13日、監査方針に基づいて、監査 を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の 実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全 規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不 適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7 条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録記載事項 等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7条第5項)、(4)点呼の記録不実記載(貨物自動 車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
80	20251029	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577)代表 者小池信也	東京都千代田区大手町2 -3-1	西郷郵便局	静岡県掛川市上西郷212 7-3	輸送施設の使用停止 (129日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条第 1項及び第2項	令和7年8月26日、監査方針に基づいて、監査 を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の 実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全 規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不 適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7 条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録不実記載 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5 項)		

※事業者点数は、行政処分等の年月日時時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和7年10月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数	
81	20251029	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577)代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	由比郵便局	静岡県静岡市清水区由比北田464-2	輸送施設の使用停止(118日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年9月2日、監査方針に基づいて、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
82	20251029	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577)代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	金津郵便局	福井県あわら市市姫3丁目22-1	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年6月19日、監査方針に基づいて、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
83	20251029	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577)代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	坂井郵便局	福井県坂井市坂井町新庄3丁目101-1	輸送施設の使用停止(151日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年6月26日、監査方針に基づいて、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
84	20251029	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577)代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	上宇坂郵便局	福井県福井市境寺町1-1	輸送施設の使用停止(21日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年7月1日、監査方針に基づいて、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)		

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。